

# **合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法) の概要と意義について**

**林野庁木材利用課**

# 世界の動き

## 環境破壊の進行

### 名古屋議定書の採択 2010 (遺伝資源の利用)

- 2017年8月～我が国で効力発生
- 海外の遺伝資源の適法取得ルール(ABS指針)施行



## 気候変動

### SDGsの採択 2015 (持続可能な開発目標)

- 2030年を年限とする17の目標、169のターゲット
- 林業の成長産業化



## 児童労働などの 人権問題

### パリ協定の採択 2015 (気候変動への対応)

- 2050年に温室効果ガス80%減
- 2100年にほぼゼロまたはそれ以下



COP22の様子

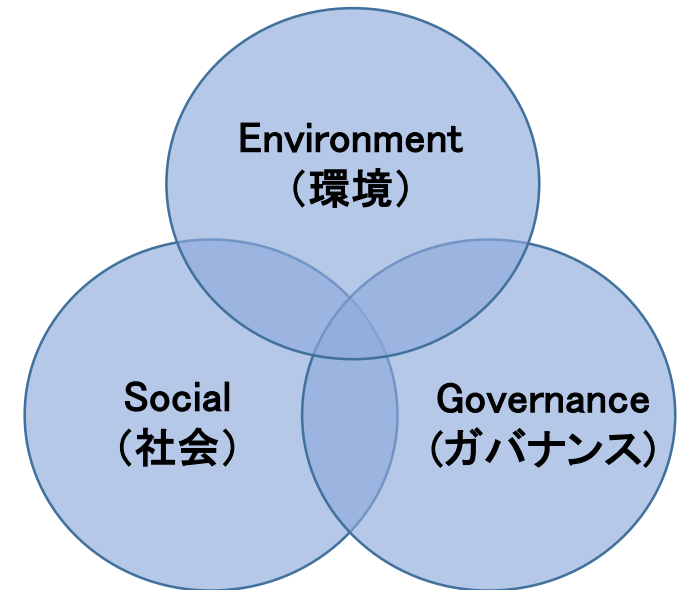
# 消費者や投資家の動き

## 反倫理的活動への批判

- 様々な問題がSNS等の発達により拡散しやすい状況
- 反倫理的活動の発覚  
→ 株価下落  
→ 不買運動
- 対応しないリスク > 対応するコスト

## ESG投資家の登場

- 国連の責任投資原則 (PRI) に2,000以上の機関が署名
- 投資総額約3,400兆円 (世界投資の約35%)
- 日本でも2015年9月に GPIFが署名



求められる合法性・持続可能性への対応  
「見えない価値」が重視

見える価値

価格、機能、品質、デザイン



見えない価値

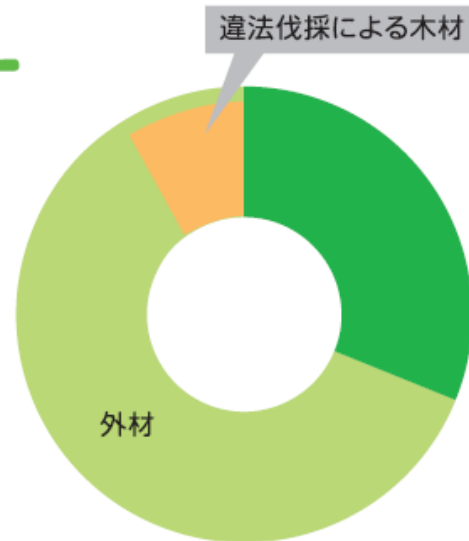
環境保全、労働安全、人権保護



# その木材は合法的に伐採されたものですか？ いま、世界的に、 違法伐採が問題になっています

国産材の需要は増加していますが、自給率は34.8%。木材・木材製品の65.2%は輸入に頼っており、そのうちの12%が違法伐採によるものという、英国の調査研究機関の報告\*があります。

\*資料: CHATHAM HOUSE report, "Trade in Illegal Timber: The Response in Japan", 11.2014.



## 違法伐採には、 地球環境の悪化をはじめとする さまざまな悪影響があります



熱帯雨林の例 提供: 森林総合研究所

違法伐採は、自然環境や生態系の破壊をはじめ、その国の木材収入や税収の損失、ゲリラ・テロ組織への資金供給など、さまざまな問題を引き起こします。

違法に伐採された不当に安い木材や、その木材を原料とする製材・加工製品が国際的に流通することにより、持続可能な森林経営のもと生産された木材、製材・加工製品の流通が阻害されるなど、その悪影響は違法伐採が行われている国だけでなく取引先の国にも及びます。

# クリーンウッド法制定の経緯

## OH17(2005) グレンイーグルス・サミット(英国)

日本政府の気候変動イニシアティブにおいて、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを宣言。

## OH18(2006) 木材・木材製品の合法性証明のためのガイドライン (世界に先駆けて実施)

- ・対象を民間にも拡大
- ・供給側のみならず需要側も対象に

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律  
(クリーンウッド法)

## OH28(2016) 伊勢志摩サミット

日本における違法伐採対策の強化を発信

## ○欧米における法律の制定

(米)レイシー法(2008)

(欧)EU木材規則(2013)英、独、仏、伊など

(豪)違法伐採禁止法(2014)

2018年10月  
(韓国)

違法伐採関連  
法令施行

EUは日本に対し、違法伐採対策の法制化を働きかけ

# 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)

## 定義

- ・木材等:木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(リサイクル品を除く。)[2条1項]
- ・合法伐採木材等:我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(リサイクル品を除く。)[2条2項]

## 国

◎流通及び利用の促進に関する基本方針の策定[3条]

## 主務大臣

- ・木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める[6条]。
- ・上記事項を勘案して、指導及び助言を行う[7条]。
- ・木材関連事業者に対する報告徴収及び立入検査を行う[33条]。

◎国の責務[4条]

- ・必要な資金の確保
- ・情報の収集及び提供
- ・登録制度の周知
- ・事業者及び国民の理解を深める措置等

◎適切な連携[31条]

◎国際協力の推進[32条]

## 事業者

◎事業者の責務⇒木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない[5条]。

## 木材関連事業者

…木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。)をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者[2条3項]

## 登録木材関連事業者

・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる[8条、13条1項]。

※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり[13条2項、37条]。

申請

登録

登録実施機関[5章]

# クリーンウッド法のねらい

## 法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進  
(流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと)

### 事業者は

そのために

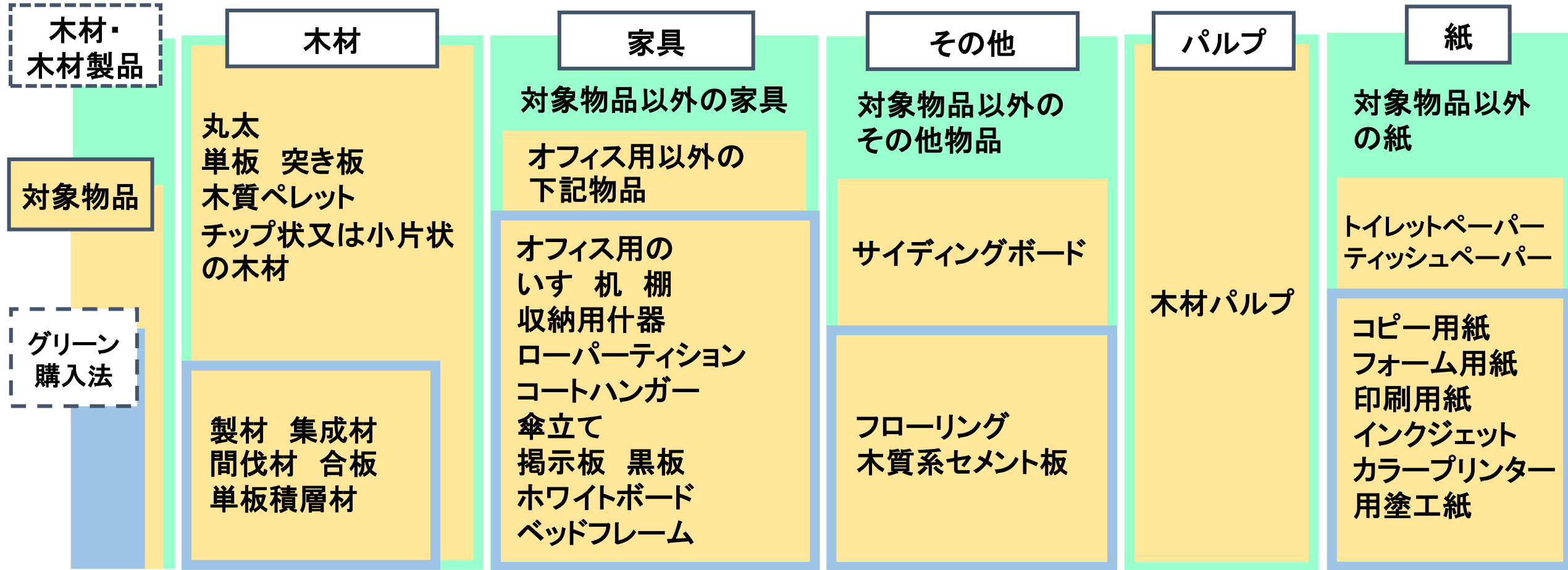
- 事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める(第5条)
- 木材及びその製品(省令で定義)を製造・加工・輸入・販売(消費者への販売を除く)する又は木材を使用して建築等をする事業者(木材関連事業者)は国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等(DD(デューデリジェンス)等)を行う(第6条)
- 上記の措置を適切かつ確実に行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる(第13条)

### 国は

そのために

- 諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する(第4条)
- 法の意義を国民・事業者に広報する(第4条)
- 木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う(第7条、第33条)
- 登録木材関連事業者の優良な取組を公表する(第4条)
- 諸外国・民間団体等と連携・協力する(第31条、第32条)

# 対象物品【2条1項関係】

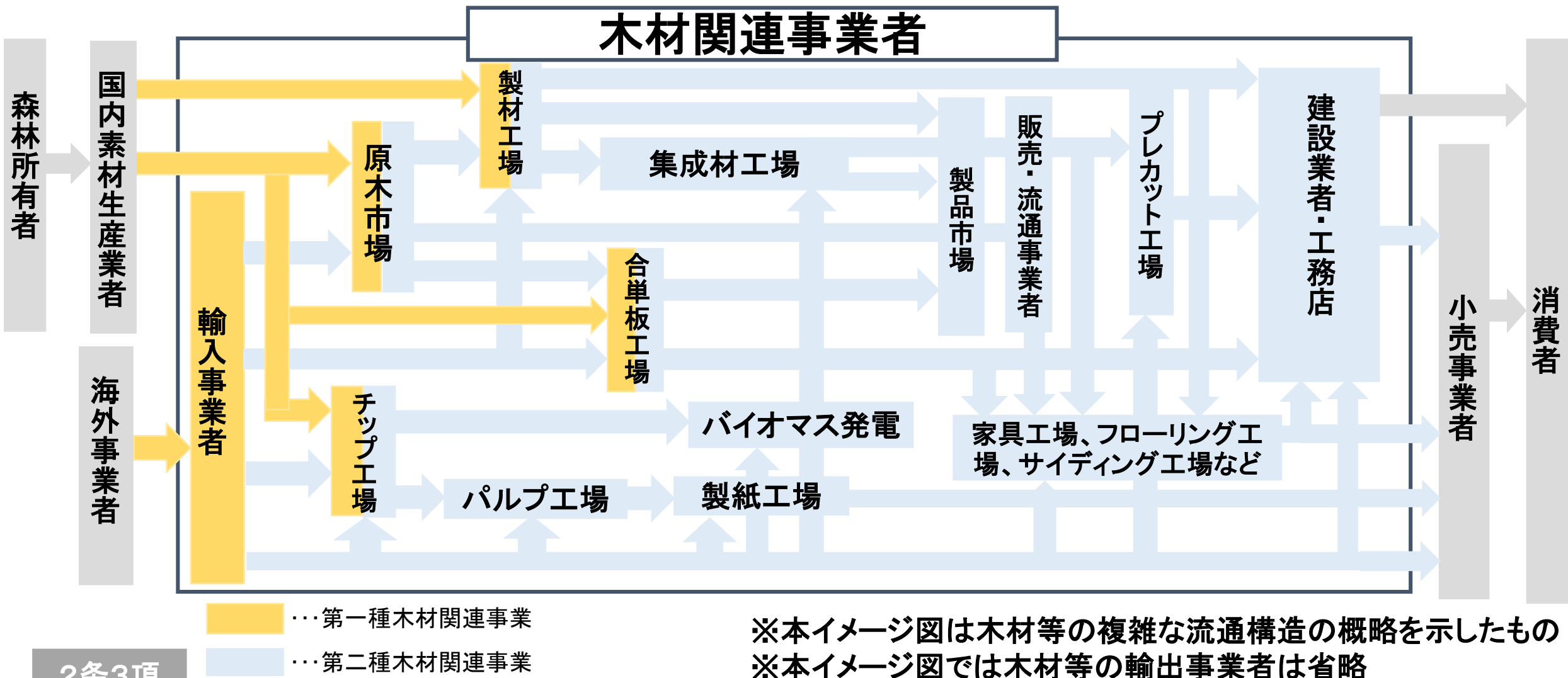


## 2条1項

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。



# 木材関連事業者の範囲【2条3項関係】



2条3項

この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいう。

# 合法性確認の方法(川上・第一種木材関連事業)【6条1項関係】

合法伐採木材等の確認等(DD(デューデリジェンス))の実施

## 確認【1号】

購入先等から

- ①品目
- ②樹種
- ③伐採国又は地域
- ④重量、体積又は数量
- ⑤購入先の名称所在地
- ⑥伐採の合法証明書を収集

- ①国が提供する情報(4条2項)
- ②購入先との過去の取引実績等を踏まえ合法性を確認

確認

合法性確認した木材等

## 追加的措置【2号】

購入先等その他関係者からの追加情報の収集や流通経路の把握等により合法性を確認

(取り扱いの回避)

追加的措置により確認

未確認

リスク残

合法性確認に至らなかった木材等

### 6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

# 合法性確認の方法(川下・第二種木材関連事業)【6条1項関係】

## 確認【1号】

購入先が発行する書類(6条1項3号)その他これに類する書類の内容を確認

未確認

追加的措置  
【2号】なし

合法性確認に至らなかった木材等

確認

合法性確認した木材等

## 6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

# 譲り渡しの措置に用いる書類の一例

## 納品書

株式会社〇〇〇〇 様

令和〇年〇月〇日

〇〇〇木材株式会社  
東京都〇〇区〇〇1  
登録木材関連事業者  
登録番号〇〇-CLW-I-〇号

商品名	長	厚	巾	入数	個数	BL数	数量	材積	備考
スギ AB12345CD	○	●	●	△	▲	□	■	◎	

上記の製品はクリーンウッド法に基づく確認を行い、  
合法性が確認できたものです。(合法性が確認できなかったものです。)

登録や認定を受けている場合は、その名称と登録番号を記載

木材等について、その合法性の確認を行った旨及びその結果を、**全ての木材関連事業者が必ず記載**

納品書に記載するほか、これらの記載すべき情報の一部をカタログ等で取引先(譲り渡し先)へ提供することも想定されます。

※左記は一例であり、合法性の確認を行った旨及び確認ができた旨については、その旨がわかるように記載されれば、その様式は問いません。(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A(9)1)

## 判断基準省令第4条

木材関連事業者は、木材等を譲り渡す場合(消費者に譲り渡す場合を除く。)には、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書類を、当該木材等を譲り受け、又は当該木材等の販売の委託を受ける者に提供することとする。

一 第一種木材関連事業を行う者にあつては、第二条第一号若しくは第二号又は前条第一号の規定による**確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨**

二 第二種木材関連事業を行う者にあつては、第二条第三号の規定による**確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨**

三 法第八条の木材関連事業者の登録その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく**登録、認証又は認定を受けている者である場合にはその旨**

# 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」

■ 林野庁ホームページ内に公開 <http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

## 合法伐採木材等に関する情報提供 クリーンウッド・ナビ CLEAN WOOD

### 注目情報

- ・ [木材関連事業者の登録一覧\(令和2年7月31日時点\)を掲載しました](#)
- ・ [国別情報を更新しました\(バブアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア、ベトナム、中国、フィンランド、スウェーデン\)](#)
- ・ [EUの合法伐採木材等の流通・利用促進の取組に関するページを追加しました](#)
- ・ [クリーンウッド法の合法性の確認に活用可能な都道府県等による認証制度一覧に「京都府産木材認証制度」を追加しました\(PDF: 0.07MB\)](#)



### クリーンウッド・ナビ

- ・ [本サイトの目的等](#)
- ・ [クリーンウッド法の概要](#)
- ・ [国別情報](#)
- ・ [その他の情報](#)
- ・ [登録実施機関](#)
- ・ [木材関連事業者の登録一覧](#)
- ・ [登録木材関連事業者の年度報告・先進事例](#)
- ・ [English Page](#)

国別情報 ※国名をクリックすると各国のページが見られます。



### 4. 参考資料

#### (1) クリーンウッド法関連

- [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引\(PDF: 0.28MB\)](#) 木材関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう本法の内容等を主務省が取りまとめた手引
- [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A\(PDF: 0.23MB\)](#) 木材関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう主務省が取りまとめたQ&A
- [「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン\(外部リンク\)](#) 家具関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう取りまとめたガイドライン。平成29年(2017年)5月に、経済産業省が公表しています。
- [クリーンウッド法の合法性確認に活用できる都道府県等による森林、木材等の認証制度の一覧\(PDF: 0.03MB\)](#)

# 木材関連事業者の登録

## 8条

木材関連事業者であってその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものは、主務省令で定めるところにより、第16条から第18条までの規定により主務大臣の登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)が行う登録を受けることができる。

<p>登録木材関連事業者は、木材関連事業者と何が異なるのか。</p>	<p>登録木材関連事業者は、<u>木材関連事業者に求められる合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施することに加えて、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範を設定するとともに、毎年、登録実施機関に対して実施状況を踏まえた今後の取組方針等を報告することになっています。</u>これらを通じて、<u>登録木材関連事業者自らがPDCAサイクルを回すことで、より一層、合法伐採木材等の流通及び利用の拡大に努めて頂くことになり、更には、一般事業者の合法伐採木材等の利用促進にも繋がると考えています。</u></p>
<p>登録に必要な要件は何か。</p>	<p>「登録木材関連事業者」の登録には、<u>合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施することが必要です。</u> このため、登録申請者においては、<u>どのような方法・体制等により合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じるか</u>について申請書に記載することが必要です。この体制の整備には、<u>分別管理や責任者の設置、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定</u>(又は既存の行動規範の見直し)が含まれます。 また、少なくとも年1回登録実施機関に合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について報告することが必要です。</p>

# 木材関連事業者の登録と団体認定等

クリーンウッド法の基本方針※<sup>1</sup>において、ガイドライン※<sup>2</sup>に基づく

- ◆ 森林認証制度及びCoC認証を活用した証明方法
- ◆ 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法
- ◆ 個別企業等の独自の取組による証明方法 並びに
- ◆ 都道府県等による森林、木材等の認証制度 も合法性の確認に活用できるとしている。

## 木材関連事業者

### 登録木材関連事業者

合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施

#### 木材等の合法性の確認に活用できる証明方法

森林認証・  
CoC認証  
による証明

団体認定  
による証明

個別企業の  
独自の取組  
による証明

都道府県  
認証制度  
による証明

※<sup>1</sup> 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針(平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号)

※<sup>2</sup> 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月林野庁)



# 登録後は、状況報告や、 調査への協力をすることになります

木材関連事業者は、グリーンウッド法の省令・規則に基づいて、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じることになります。登録後に取り組むことは、以下④⑤になります。

登録にかかわらず、木材関連事業者が取り組むこと

## ① 使用する木材等の合法性の確認

- ・木材等の購入先が発行する書類その他の内容（納品書等における合法性の確認結果の記載等）を確認します。
- ・合法性の確認対象は、事業者自らが調達する木材等に限られます。
- ・第二種木材関連事業の場合、木材等の樹種、伐採された国や地域を把握する必要はありません。

## ② 記録の保存

- ・合法性の確認に関する記録及び木材等の調達時に提供を受けた書類を5年間保存します。

## ③ 体制の整備

- ・木材等の合法性の確認その他の措置、木材等の分別管理（建築・建設事業等は除く）の実施のための責任者を設け、必要な体制を整備します。

①②③に加え、登録後に取り組むこと

## ④ 実施状況等の報告

- ・少なくとも毎年一回、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の状況について、登録実施機関に報告します。

## ⑤ 登録実施機関の調査への協力(必要に応じて)

- ・登録実施機関が行う調査に協力します。

※登録する際には③体制の整備の一環として、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定が必要になります。





## 登録には多くのメリットがあります

一般事業者や消費者、地域からの信頼、登録していない事業者との差別化、消費者PRへの活用などさまざまです

### ① 無登録の事業者との差別化

クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者であることを消費者等に明示。  
ものづくりや社会への取組が評価され、  
登録をしていない事業者との差別化を図ることができます。

### ② 法律に位置づけられた事業者としての社会的評価

本登録はクリーンウッド法に基づいていますので、  
法律に位置づけられた事業者として評価されます。

### ③ 地域社会や消費者・一般事業者に対して、事業者としての信頼性が向上

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材の利用促進に努めることによって、  
地域社会や消費者・一般事業者に対する信頼性が向上。

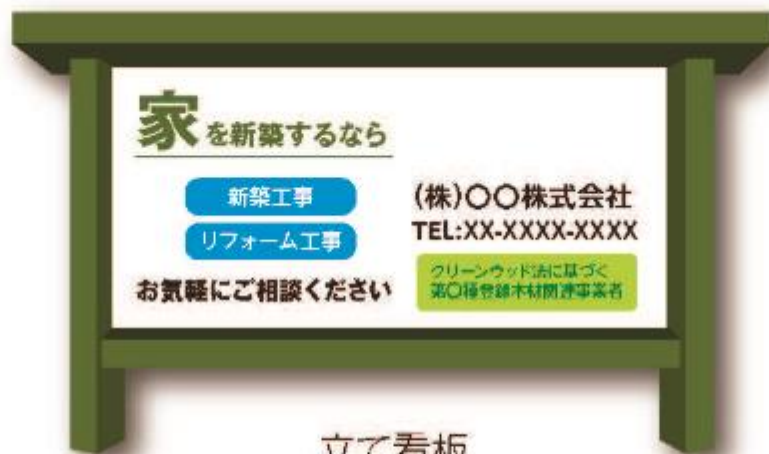
### ④ 企業ブランドの向上、社会に波及

登録木材関連事業者の責務を遂行していることを、SDGs や自社の CSR 活動\*として社会に向けて発信することで、企業ブランドを高めるとともに社会に波及する効果が期待されます。

\*Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任



名刺



立て看板

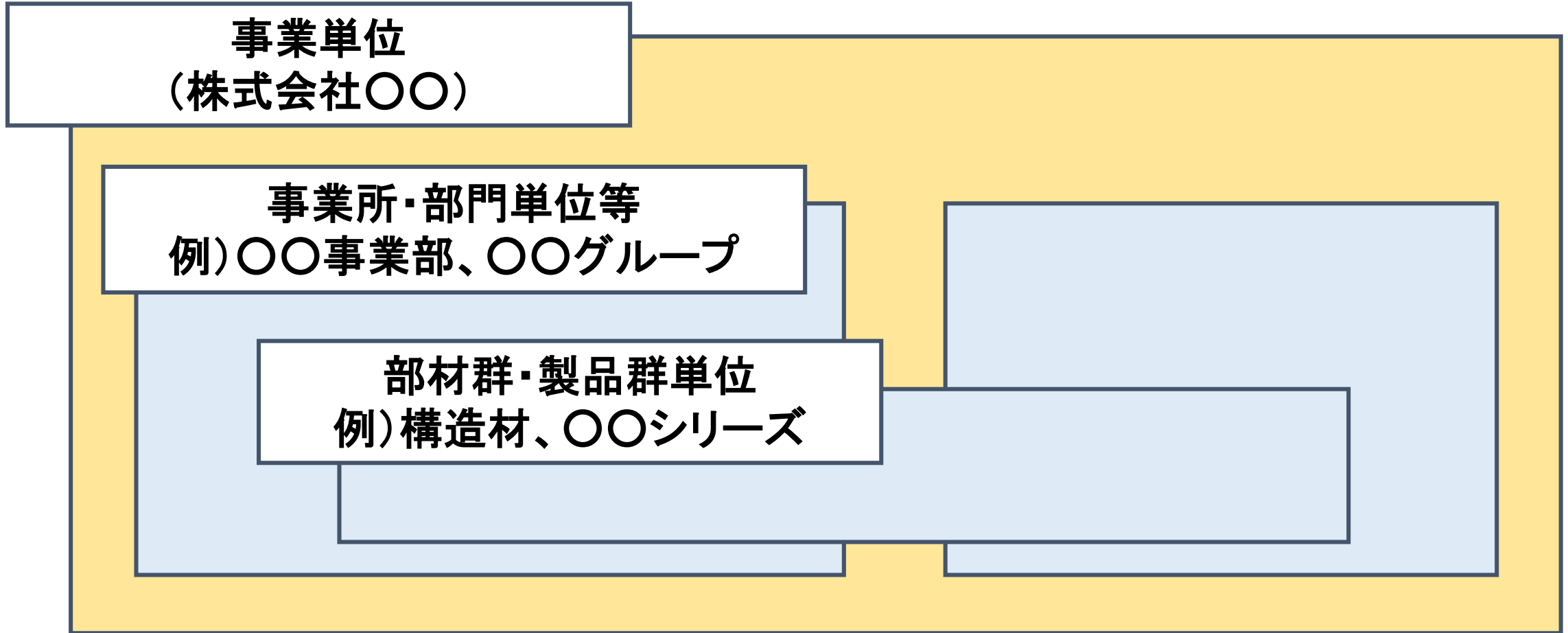


のぼり



ホームページ

# 登録する事業の範囲【9条1項関係】



## 9条1項

…第一種木材関連事業

…第二種木材関連事業

前条の木材関連事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録実施機関に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲に係る事項として主務省令で定める事項